

令和2年1月30日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成31（令和元）年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

社会教育部	中央公民館、スポーツ課
行政委員会	農業委員会事務局

2 監査の実施期間

令和元年11月13日から令和元年12月26日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

社会教育部

- (1) 中央公民館

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、行政財産使用料において、中央公民館自動販売機設置使

用料の収入手続きに納期限を設定していないものがあつた。また、前回に引き続き、自動販売機設置許可に係る管理料の納入者による報告書提出遅延があつた。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じるとともに、特に、報告書提出遅延については、納入者が報告期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) スポーツ課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、自動販売機電気使用料において、消費税分を二重加算する算定誤りによる設置者からの過大徴収があつた。

過大徴収は、市の事務執行に対する信頼性にも大きく影響することから、徴収額の算定においては、確認体制などの再発防止策を検討するとともに、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
夜間照明管理棟 (太洋中学校内)	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟 (浜岳中学校内)	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟 (八幡小学校内)	良好に管理されていた。

行政委員会

(1) 農業委員会事務局

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

以 上